

虐待の防止のための指針

1. 目的

本指針は、倶知安町社会福祉協議会ヘルパーステーション(以下「当事業所」という)において、利用者の尊厳を守り、安心してサービスを利用できる環境を確保するため、虐待の防止および適切な対応について定めるものである。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員等が利用者に対し、身体的・心理的・性的・経済的な苦痛を与える行為、または必要な支援を行わないことにより利用者の生活環境や心身の状態を悪化させる行為をいう。

3. 該当する行為の例

以下は虐待に該当する行為の例である。

- ・身体的暴力や不必要な身体拘束
- ・暴言、威圧的な言動、無視などの心理的苦痛を与える行為
- ・わいせつな言動や不適切な身体接触
- ・金銭や財産を不当に扱う行為
- ・必要な介護・支援を怠る行為

※これらに限られるものではない。

4. 当事業所の基本姿勢

当事業所は、いかなる理由があっても虐待を一切容認しない。

すべての職員は、利用者の人権と尊厳を尊重し、専門職として適切かつ誠実な支援を行うものとする。

5. 相談・対応体制

1. 虐待防止に関する担当者を選定する
2. 相談者および利用者のプライバシーを厳守する
3. 相談・報告を理由とした不利益な取り扱いは行わない

虐待が疑われる場合には、速やかに事実確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応する。

6. 再発防止策

- ・事案に応じた職員指導および改善指導の実施
- ・支援方法や業務体制の見直し
- ・虐待防止に関する定期的な研修の実施

7. 職員への周知・研修

本指針は全職員に周知するとともに、虐待防止に関する研修を年1回以上実施し、職員の意識向上を図る。

8. 本指針の見直し

社会情勢や関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じて本指針の内容を見直すものとする。